

清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)策定のための意見交換会

説明資料

目次

| | |
|----------------------|---|
| 1. 本日の趣旨とご意見いただきたい事項 | 2 |
|----------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 2. 清瀬市が目指す将来のまちの姿 | 5 |
|-------------------|---|

| | |
|------------|----|
| 3. 具体的な再編案 | 12 |
|------------|----|

| | |
|----------------|----|
| 4. ご意見いただきたい事項 | 25 |
|----------------|----|

1. 本日の趣旨とご意見いただきたい事項

① 本日の趣旨とご意見いただきたい事項

本日は、清瀬市が目指すまちの姿と、具体的な公共施設の再編について案をご説明しますので、率直なご意見をいただきたいと思ひます

(1) 本日の趣旨とご意見をいただきたい事項

趣旨

清瀬市では、清瀬市がより住みよい市を目指し、すべての公共施設を対象に再編を検討してまいりました

本日は、清瀬市が目指すまちの姿を知っていただくとともに、そのための具体的な公共施設のあり方などについてご意見をいただきたいと思ひます

ご意見いただきたい事項

- 本日の説明を聞いて、疑問があればクリアにしたいと思ひます
- さらに、率直なご意見をいただきたいと思ひます
- 本日思いつかなくても、次回の意見交換会において、市にご意見をお伝えいただきたいと思ひます

① 本日の趣旨とご意見いただきたい事項

校長・教員、PTA・保護者、全市民といった多様なみなさまのご意見を案に反映することを目的に、意見交換会を実施することを想定しています

(2) 意見交換会のスケジュール

| | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | |
|-------------------------|-----------|----|----|---------------|-------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
| 学校関係者との意見交換 | 校長・教員への説明 | | | 南部・北部 2回 | 中学校区 5回 | | | |
| 保護者との意見交換 | | | | PTA役員 意見交換 | 保護者 意見交換 | | 対象校毎 (清瀬小、第八小、 清瀬中、第四中) | パブリック コメント・ 説明会 |
| 保護者を含む 全市民との 意見交換 | | | | | | 地域別 意見交換 (地区別に 1回) | 学校別 意見 交換 | |

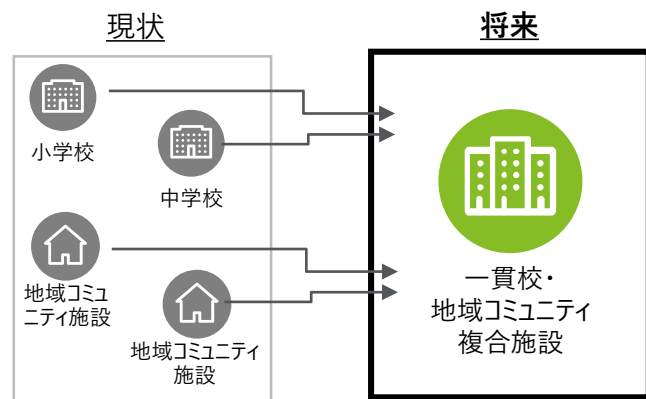
2. 清瀬市が目指す将来のまちの姿

学校を含む公共施設再編を実行し、さまざまな施設が集積した地域の拠点的形成することで、学校教育の質向上やコミュニティの活性化を実現したいと考えています

(1) 公共施設再編で目指す姿

学校の最適配置イメージ

- 学校を地域の拠点と考え、コミュニティ施設を学校に集約します。
- 原則として、小中一貫校を前提に再編を検討します。
- 学校とコミュニティ施設を集積し、地域の多様なサービスの拠点とします。



学校の複合化による地域の拠点形成

学校校舎

- 通常の校舎を想定
- コミュニティ施設と併用できる場合は共同利用も想定

コミュニティ施設

- 貸館、学童クラブ、児童館、図書貸出・返却の複合施設

グラウンド・体育館など

- 学校と地域が棲み分けながら共同利用を想定

学校とコミュニティ施設を一体化し地域の核を創出

※地域の拠点施設は基本イメージであり、全ての学校が上記のようなものとなるとは限りません

清瀬市では、学校を取り巻く環境が大きく変化中、 学校教育について適正な規模・適正な配置を検討することにしました

【参考】公共施設及び学校の課題

学校を取り巻く環境の変化

学習指導要領の改訂

「新しい時代に必要となる資質・能力」、「教科・科目などの新設や目標・内容を見直し」、「学習過程の改善」など学校教育の質的向上が求められています

学校と地域の連携

第2次清瀬市教育総合計画マスタープランでは基本理念の一つに「社会総がかりで子どもを育てる」を掲げており、学校と地域の連携が求められています

児童・生徒数の減少

清瀬市の児童・生徒数は減少傾向にあり、将来的には、小学校は1学年あたり2学級以下、中学校は1学年あたり2～3学級となる学校が多くなります

教員の働き方改革

全国的に教員の労働時間が長時間となる傾向にあり、本市では、「清瀬市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定し、働き方改革に取り組んでいます

校舎の老朽化

小中学校の老朽化が進む中、清瀬市の公共施設の更新費は不足する状況にあり、すべてを建て替えるには、数十年という長期の時間が必要となる見込みです

適正規模・
適正配置
による対応

特に、学校は、適正規模・適正配置を実施することにより、「学びの環境整備」、「拠点性の向上」、「施設の持続可能性の担保」という3つの目標を達成したいと考えています

(2) 学校の適正規模・適正配置

🌱 実現したい学校像

学びの環境整備

「生きる力」「考える力」を確実に育める環境を目指します

- 子どもが様々な個性を持った同世代や、地域の多世代で多様な人材と交流をしながら育つことができること
- 教科学習だけでなく、伝統文化や先端テクノロジー、農業や医療などの地域の特徴といった幅の広い学びが実現できる環境であること
- 多様な指導形態を取れること

拠点性の向上

地域コミュニティの拠点として認識されるような配置を目指します

- 地域コミュニティの拠点として広く一般に認知され、子ども達だけでなく、多くの地域住民にとって魅力的で集まろうと思える施設となること
- 学校を中心とする地域の拠点施設まで安全・安心にアクセスできる交通環境が確保されること

施設の持続可能性の担保

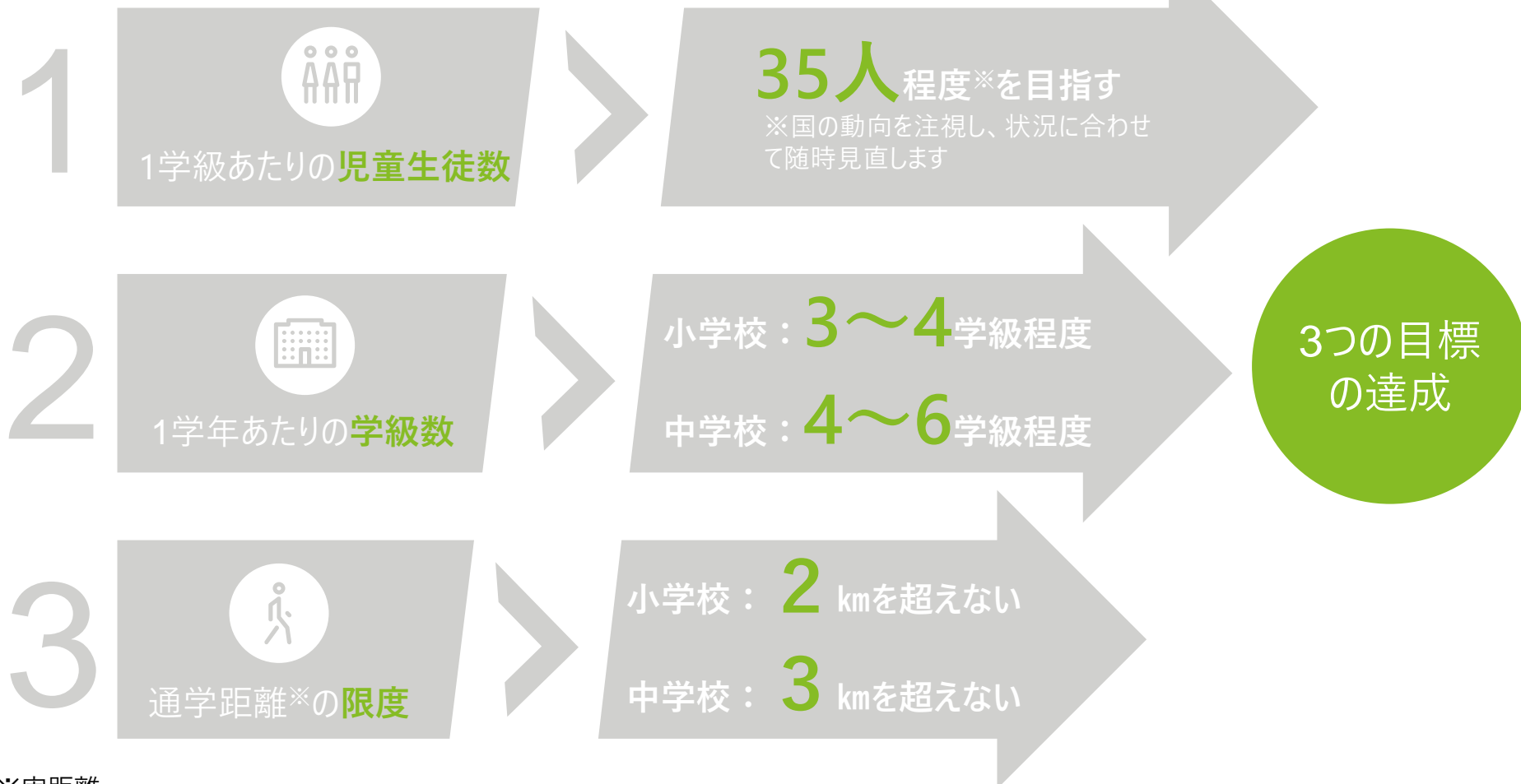
教育環境の改善が着実に実現する効率的な施設の配置・規模を目指します

- 厳しい財政状況の下であっても、学校施設の更新が着実に行われることで教育環境が着実に改善されて行くこと
- 教育環境の改善を着実にを行うために、最も効率的な配置・規模を確保すること

適正規模・適正配置を実現するために、「1学級あたりの人数」、「1学年あたりの学級数」、「通学距離の限度」の3つの目安を設定しました

(2) 学校の適正規模・適正配置

適正規模・適正配置の目安



※実距離

小中一貫校は、義務教育9年間を一貫した方針や教育課程による学力の向上、多様な年齢層の子ども達が共に生活することによる豊かな心の育み等、多くの効果が期待できます

【参考】小中一貫校の概要

小中一貫校とは

小中一貫校とは、小学校と中学校の9年間を同一の方針によって一貫して行う学校であり、国でも小学校・中学校の連続性を重視し、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂により一貫した教育を推進しています。

小中一貫校のメリット

✓ 子どもの学びが充実します

- 9年間にわたって同一の教育目標に基づく同じ方針で教育活動を行うことで子どもの学びが充実します。
- 小中の教員相互の情報交換やチーム・ティーチングによる授業により個々の子どもたちの得手・不得手、特性などが共有され、適切な支援による学力向上が期待できます。

✓ 子どもの健全な成長が実現します

- 多様な年齢層の子どもたちが共に生活することで、小学生は中学生への憧れや目標を抱き、中学生は小学生への思いやりやの気持ちを持つなど、豊かな心や生きる力を育むことができます。
- 小学校高学年の教科担任制の実施や部活動への参加などによって「中1ギャップ」が解消され不登校の減少が期待できます。

✓ 教師の指導力、学校の組織力が向上します

- 小中の教員が日常的に関わり合うことで、小学校教員の「きめ細かな指導」や「研究への積極的な姿勢」、中学校教員の「生活指導力」や「教科の専門性」が共有されます。
- これにより教師の指導力や学校の組織力向上が期待できます。

✓ 保護者や家庭の教育力がより高まります

- 小学生の保護者は、中学生の姿を通して将来の我が子の成長した姿を思い描いたり、中学生の保護者から子育て体験談を聞いたりすることで、子育ての不安解消が期待できます。
- 中学生の保護者にとっても、小学校期の親子関係に触れることで子育てのあり方の再認識が期待できます。

✓ 地域との協働が進みます

- 地域住民が一体となって9年間の子どもの育ちを支援でき、また、学校が地域のシンボルとなることで、地域住民の誇りが生まれることが期待できます。

※「入学式・卒業式等の人生の節目となるような儀式がなくなる」「小中別の学校から転入してくる子どもの対応」など小中一貫校に関するデメリットも指摘されていますが、「進級式」の実施、補習の実施等の教育課程や教育指導の工夫で解決が可能と考えられます。

清瀬市では、今後公共施設の建替えが集中し、毎年13億円の不足が見込まれます また、人口構造や市民のニーズの変化に現在の施設が十分に対応していない課題があります

【参考】公共施設及び学校の課題

公共施設の使い方の問題

- 施設建設時と利用者の状況が異なるため、利用者の嗜好に合わず、行政サービスの質が上がらない場合があります
- 施設建設時と運営の状況が異なるため、改善の余地があると認識されている施設があります



地域市民センター

最近の傾向として、**少人数や個人で活動**を行いたい市民や、グループに属さずに**気ままに利用**したい市民が増加。
また、カフェを併設するなどして様々な行政サービスを受けたいというニーズも見受けられる
しかし、現在の地域市民センターは十分には満たしておらず、結果、利用者が以前から利用している市民に固定化



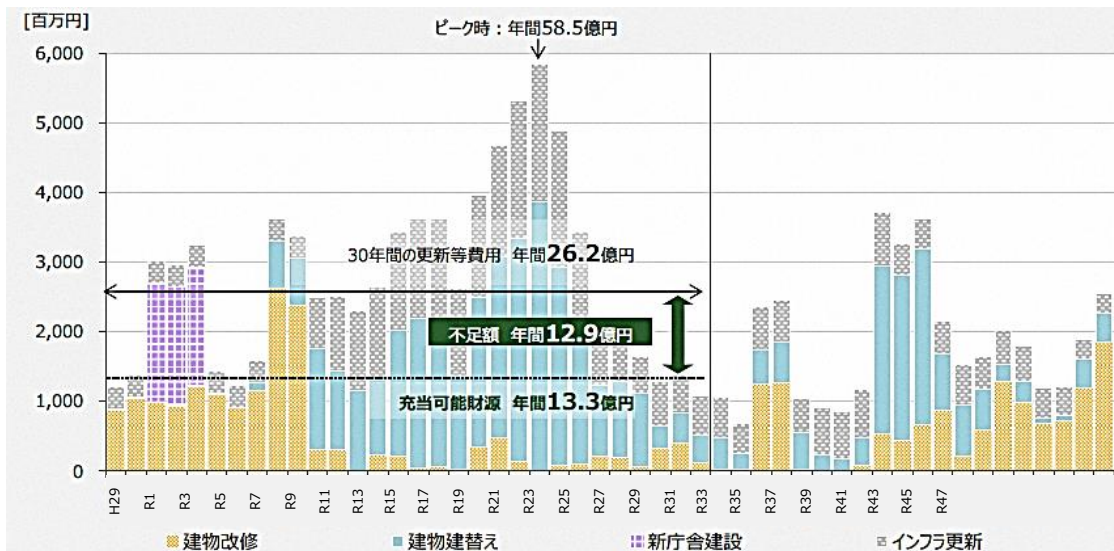
学童クラブ

女性の活躍推進など時代の流れにより、**学童クラブの対象を小学校6年生まで拡大**することになった
しかし、管理責任を明確にするための環境整備の必要性、学校施設の不足等から、学童クラブの拡充は難しい

建築物の更新の問題

- 清瀬市では、全ての公共施設等を現状のまま維持した場合、更新等に係る経費は、30年間で786.7億円と推計されます
- 特に令和20年前後には、毎年40億円以上が必要になると推計されます

- 将来の更新等経費と充当可能な財源見込みの比較
(一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用資産ソフト」の資産条件に準じて算出)



※新庁舎建設の経費は約97%が特定財源で賄われる予定のため、30年間の更新等経費には含んでいません。

3. 具体的な再編案

本日お出しする案は、市で検討してきた案であり、今後みなさんのご意見を反映するたたき台となる案に過ぎないことをご理解いただき、ご意見をいただければと思います

(1) 再編案を見ていただく上での留意点

1

本日お出しする案は市で検討してきた案であり、決定事項ではありません

2

みなさまから頂いたご意見は精査の上反映させていただきます

3

再編計画は、社会情勢の変化に応じて随時更新していくものです

清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）では、校舎の老朽化が課題となっている清瀬小学校をベースとした再編案を作成し、今後の方向性を示す計画とします

◆清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の位置付け

令和元年度に策定した清瀬市公共施設再編計画の中で、全市レベルの公共施設の再編の方向性を示すとともに、地域レベルの公共施設については、学校を地域の拠点と位置づけ、そこにコミュニティ施設を集約していくという再編の考え方を定めています

また、令和2年5月に「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、「基本方針」と言います）」を策定し、適正な児童・生徒数、学級数等を決めました

このような中、公共施設再編計画（地域レベル編）では、校舎の老朽化が課題となっている清瀬小学校をベースとした再編案を作成し、今後の地域レベルの公共施設再編の姿を示すものです

なお、再編案において想定している将来の学校数は小学校4～5校、中学校3～4校を適正規模とし、校舎の耐用年数を踏まえ、令和40年頃までに学校の再編を完了したいと考えています

再編案検討の際は、「基本方針の視点」及び「小中一貫校の実施」並びに「新たな土地の取得は行わないこと」を前提とし、可能な限り校舎の長寿命化を図ります

◆学校の再編案検討の前提条件の整理

再編案の検討条件

再編案検討は、基本方針の視点及び、小中一貫校の実施を前提に行います

- 再編案の検討にあたっては、基本方針に示す3つの視点を踏まえることとします（必要に応じて学区域を見直します）。
- 加えて、小中一貫校を実施することを前提とします。

敷地の取得の視点

適正規模・適正配置に伴う新たな土地の取得は行わないこととします

- 清瀬市の財政状況を勘案し、新設校を検討する場合でも新たに土地を取得することは前提としないこととします。
- そのため、新設校を検討する場合は既存の学校敷地を活用します。

再編手順の検討条件

更新等経費の抑制・平準化のため可能な限り長寿命化を前提とします

- 清瀬市の財政状況等を勘案すると、適正規模・適正配置をしたとしても全施設を更新するには、莫大な費用と期間が必要となることが懸念されます。そのため、可能な限り施設の長寿命化を前提とした統合の手順とします。
- 具体的には、校舎については、原則、耐用年数80年となるよう改修工事を実施すること等を前提とします。
- ただし、小中一貫校の整備のタイミングによっては、耐用年数を迎える前に統合を行う学校も生じ得ます。

コミュニティ施設では、「想定する機能」「更新費の算定」「更新の時期」の3つの視点を前提に、再編案を検討します

(2) 再編案検討の前提条件の整理

コミュニティ施設の前提条件

想定する機能

想定する機能は、全拠点に装備する基本機能のみを対象とします

- コミュニティ施設が有する機能は、その時の社会情勢や地域の事情によって変化するものと考えられます
- そのため、現時点では、全拠点に共通して入れる基本機能を定め、その基本機能を確保するために必要な延床面積を算定します
- 現時点では、具体的な基本機能として、「貸館」、「学童クラブ」、「まなべー」、「児童館」、「図書貸出・返却」を想定しています

更新費の算定

更新等経費は、清瀬市公共施設白書に示す単価を用いて算定します

- 更新等経費は、「清瀬市公共施設等総合管理計画（公共施設白書編）」で示されている、単位面積当たりの更新単価を用いて算定します
- なお、コミュニティ施設は複合施設になることが想定されるため、当該コミュニティ施設に入る機能のうち、最も単価が高いものを採用します

更新の時期

更新時期は、学校の更新に合わせることを基本としますが、築年数によっては柔軟に対応します

- コミュニティ施設は、学校の更新に合わせて、当該学校敷地内に集約化することを基本とします
- ただし、築年数が耐用年数よりも大幅に若い場合等は、資産の有効活用の観点から、耐用年数に近づくまで現在の施設を使用し、その後集約化することとします
- 都営住宅に併設されている施設は、都営住宅の更新に合わせて、集約化します

コミュニティ施設は、全施設共通して貸館、学童クラブ、まなべー、児童館、図書貸出・返却を基本とすることを想定しています

(3) コミュニティ施設の想定する基本機能と必要面積

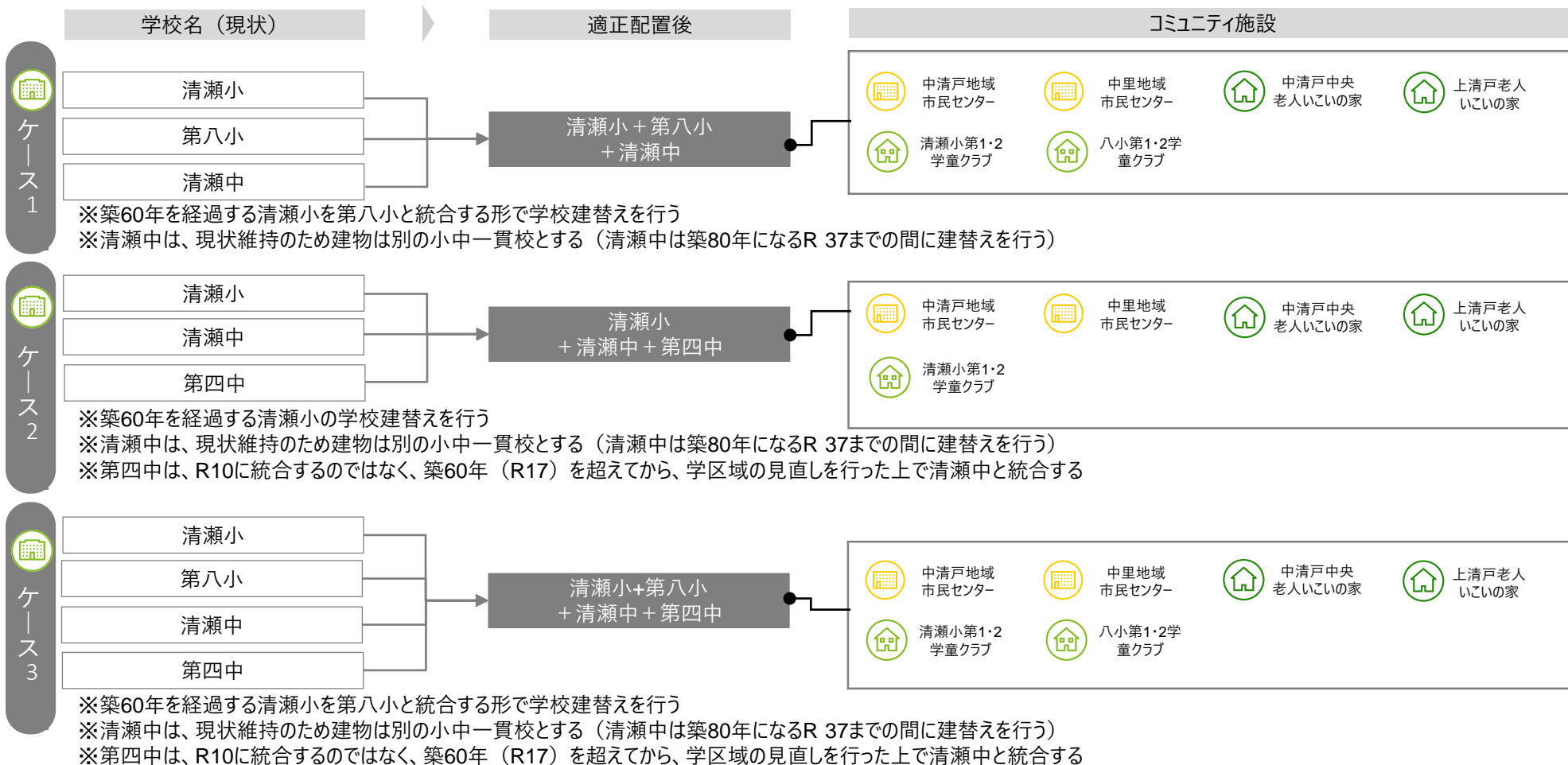
| | 必要な機能 | 必要な単位面積 | 必要面積 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 貸館 | <ul style="list-style-type: none"> 会議室・集会室：各3室 (内、集いの広場用：1部屋) 高齢者の居場所：1部屋 多目的ホール：1部屋 | <ul style="list-style-type: none"> 会議室・集会室：平均約60㎡（現状） 高齢者の居場所：平均約60㎡（〃） 多目的ホール：150㎡（〃） | 570㎡ |
| 学童クラブ | <ul style="list-style-type: none"> 遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース | <ul style="list-style-type: none"> 1.65㎡/人以上（厚労省基準） ※標準児童数：35人×24学級＝840人 学童クラブ利用率：23.3%（R2実績） 事務室・倉庫等：120㎡ | 450㎡ |
| まなべー | <ul style="list-style-type: none"> 部屋またはスペース | <ul style="list-style-type: none"> 64㎡（1教室分・現状） | 70㎡ |
| 児童館 | <ul style="list-style-type: none"> 集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備（必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室、児童クラブ室等 一部を除き、他施設との共用可能 | <ul style="list-style-type: none"> 217.6㎡以上（厚労省基準） ※共用部分を含む 共用部分は、2割と想定すると45㎡ | 180㎡ |
| 図書貸出・返却 | <ul style="list-style-type: none"> 自動貸出・返却機のスペース | <ul style="list-style-type: none"> 4㎡/台（任意） | 10㎡ |
| 共用部 | | <ul style="list-style-type: none"> 合計面積の2割が共用部となるように算出 | 320㎡ |
| | 合計 | | 1,600㎡ |

3 具体的な再編案

最も早く築60年を迎える清瀬小について、令和10年度に第八小との統合や、清瀬中・第四中との小中一貫校を基本とする3つの再編案をもとに、再編の方向性を決めます

◆3つの再編案（ケース1～3）

本ページでは、最も早く築60年を迎える清瀬小の再編案を示しておりますが、それ以外の学校においても、築年数を考慮した再編を進め、清瀬市全体において、学校教育の質の向上やコミュニティの活性化を実現したいと考えています



3 具体的な再編案

前のページのそれぞれのケースについて、学校の再編や公共施設の集約の時系列は、現時点で以下の様に想定しています

◆ 3つの再編案（ケース1～3）（学校再編や公共施設再編の時系列イメージ）

| | | R10年 | R37年までに | R38年以降 |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ケース1 | 学校 | 清瀬小 + 第八小 + 清瀬中 築60年を初めに経過する清瀬小と第八小を統合する形で、新校を建設する。清瀬中は現状維持のため、建物は別々で一貫校開始 | 清瀬小 + 第八小 + 清瀬中 清瀬中の校舎を建て替える | |
| | コミュニティ施設 | 清瀬小・第八小・清瀬中エリアのコミュニティ施設 貸館以外の機能を先行して整備 (清瀬小第1・2学童、第八小第1・2学童等) | | 清瀬小・第八小・清瀬中エリアのコミュニティ施設 都営住宅建替えにあわせ貸館棟の整備 (中清戸地域市民C、中里地域市民C) |
| ケース2 | 学校 | 清瀬小 + 清瀬中 築60年を初めに経過する清瀬小を建て替える。清瀬中とは建物は別々で一貫校を開始 | 清瀬小 + 清瀬中 + 第四中 第四中の建築年数を鑑み、清瀬小 + 清瀬中と一緒に 清瀬中の校舎を建て替える | |
| | コミュニティ施設 | 清瀬小・清瀬中・第四中エリアのコミュニティ施設 貸館以外の機能を先行して整備 (清瀬小第1・2学童等) | | 清瀬小・清瀬中・第四中エリアのコミュニティ施設 都営住宅建替えにあわせ貸館棟の整備 (中清戸地域市民C、中里地域市民C) |
| ケース3 | 学校 | 清瀬小 + 第八小 + 清瀬中 築60年を初めに経過する清瀬小と第八小を統合する形で、新校を建設する。清瀬中とは建物は別々で一貫校を開始 | 清瀬小 + 第八小 + 清瀬中 + 第四中 第四中の建築年数を鑑み、清瀬小 + 第八小 + 清瀬中と一緒に 清瀬中の校舎を建て替える | |
| | コミュニティ施設 | 清瀬小・第八小・清瀬中・第四中エリアのコミュニティ施設 貸館以外の機能を先行して整備 (清瀬小第1・2学童、第八小第1・2学童等) | | 清瀬小・第八小・清瀬中・第四中エリアのコミュニティ施設 都営住宅建替えにあわせ貸館棟の整備 (中清戸地域市民C、中里地域市民C) |

● 【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について

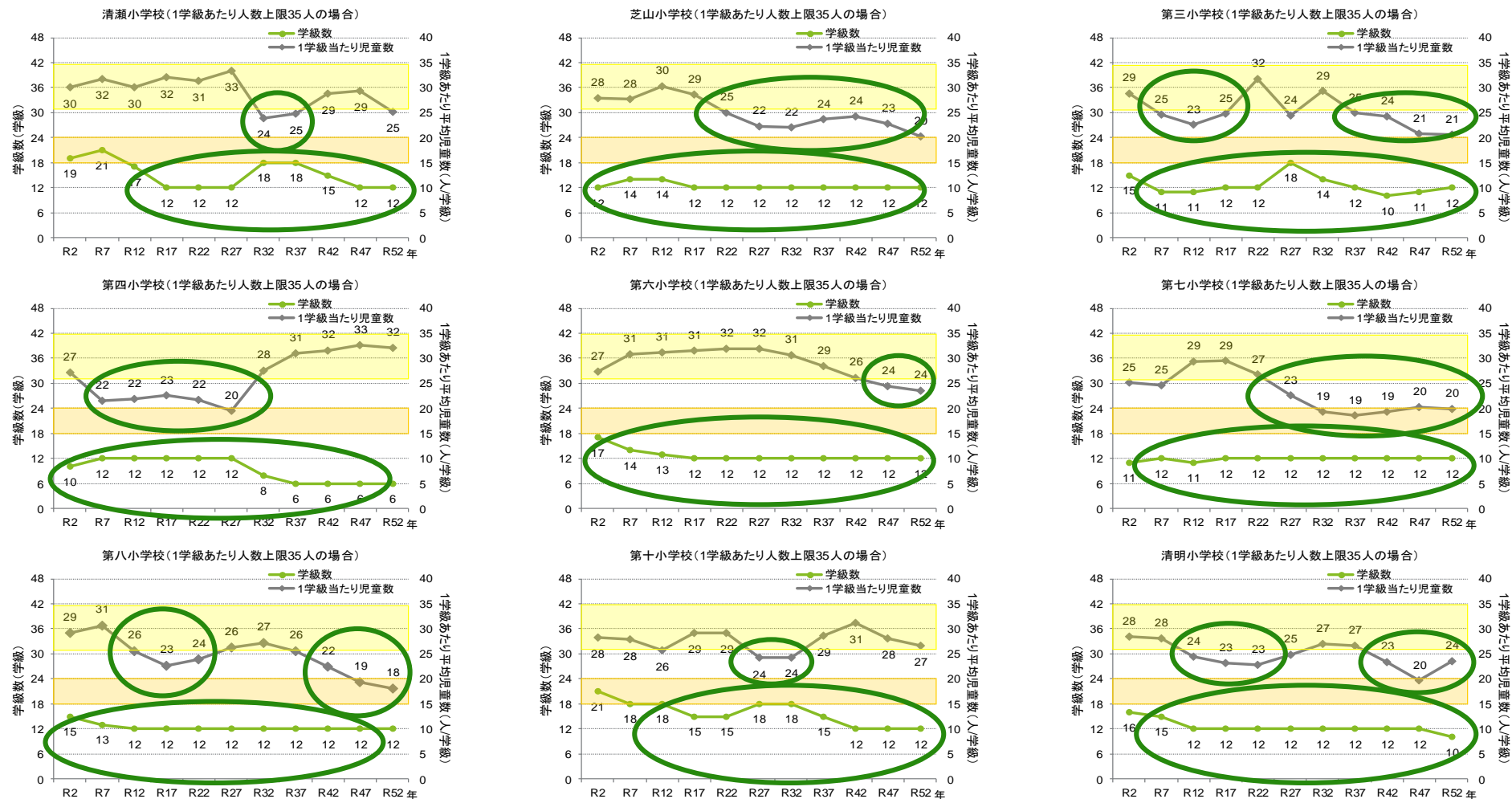
「基本方針」と「将来推計」を比較すると、全ての小学校で、学級数や1学級当たりの児童数は適正規模を下回ることが見込まれます

【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について
 (現状維持の場合の児童・生徒数)

□ …学級数の適正規模 (18~24学級) □ …人数の適正規模 (25~35人)

🏫 小学校

※平成30年及び令和元年の住民基本台帳を基に推計しています
 ※学級数について、1クラスは35人を上限とし、36人となった場合は1クラス増やして算出しています



● 【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について

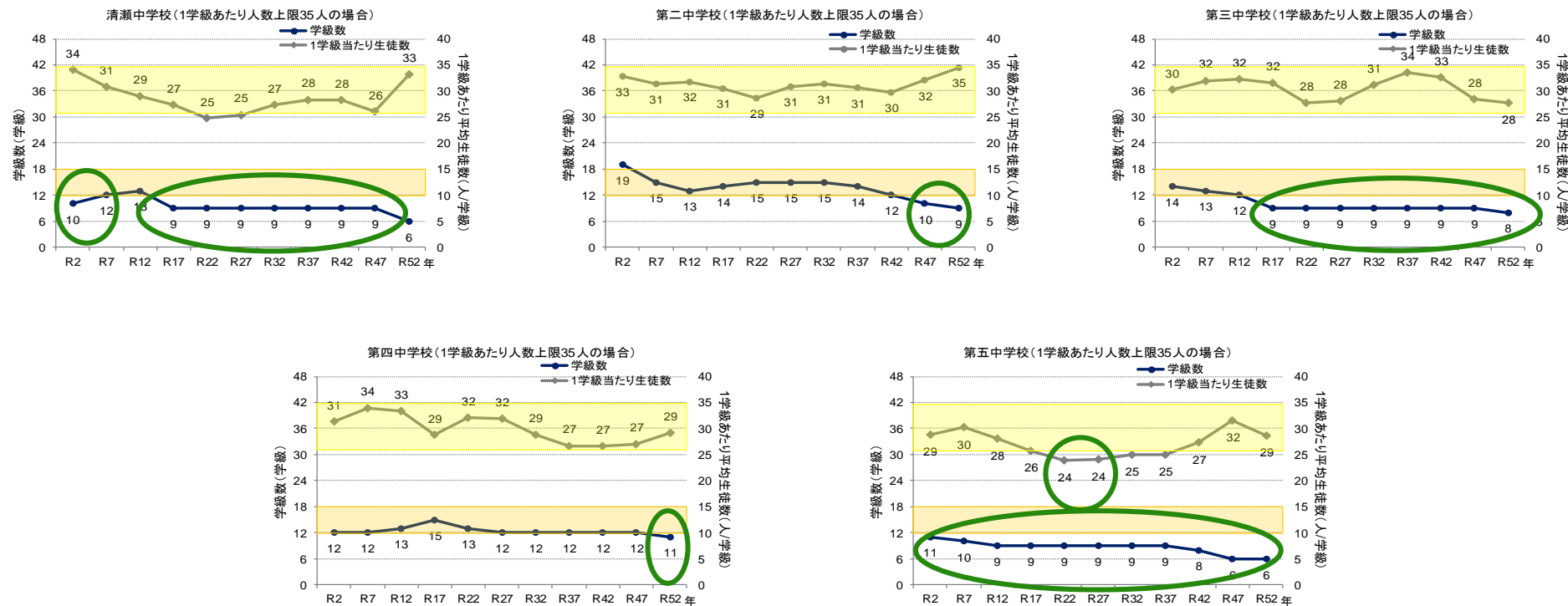
「基本方針」と「将来推計」を比較すると、第二中と第四中は比較的、適正規模で推移することが見込まれますが、その他は適正規模を下回ることが見込まれます

【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について
 (現状維持の場合の児童・生徒数)

□ …学級数の適正規模 (12~18学級) □ …人数の適正規模 (25~35人)

中学校

※平成30年及び令和元年の住民基本台帳を基に推計しています
 ※学級数について、1クラスは35人を上限とし、36人となった場合は1クラス増やして算出しています



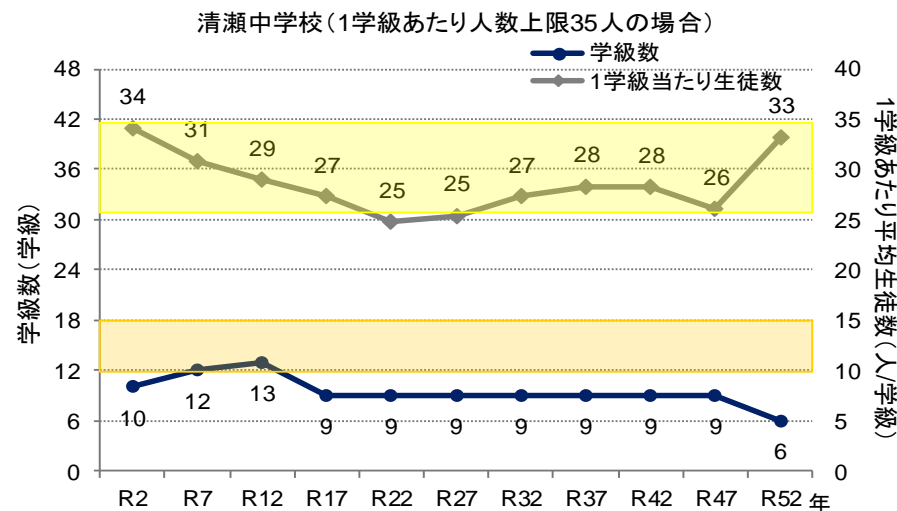
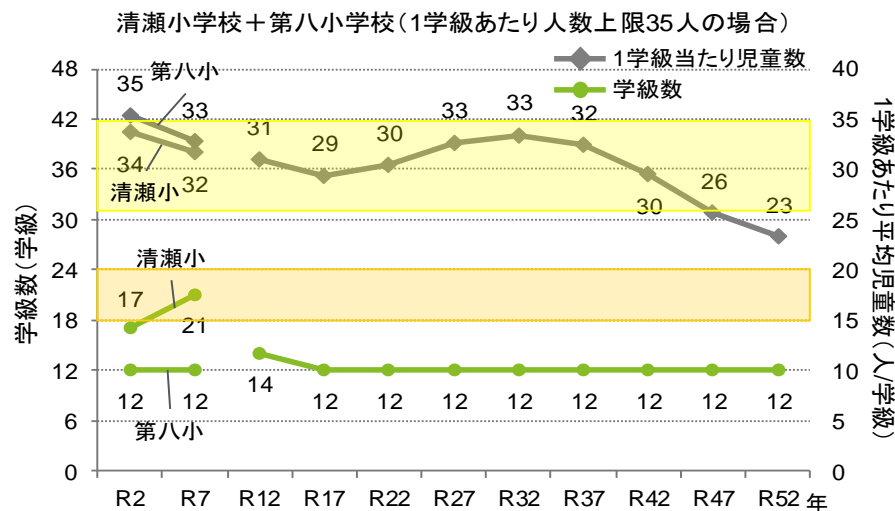
ケース1の場合、小学校、中学校ともに将来的に適正規模を下回ると想定されます

【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について
(再編後の児童・生徒数)

ケース1

● 清瀬小学校 + 第八小学校 + 清瀬中学校

…学級数の適正規模
 (小学校:18~24学級) (中学校:12~18学級)
 …人数の適正規模
 (25~35人)



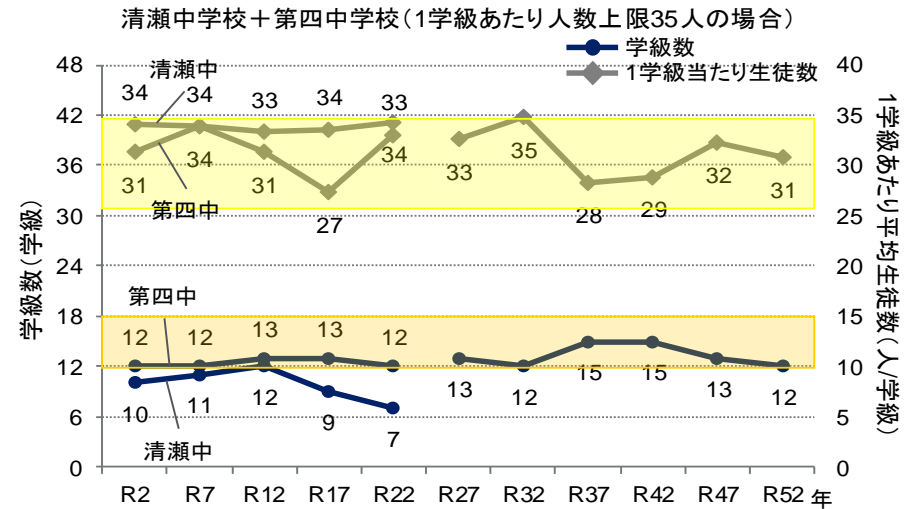
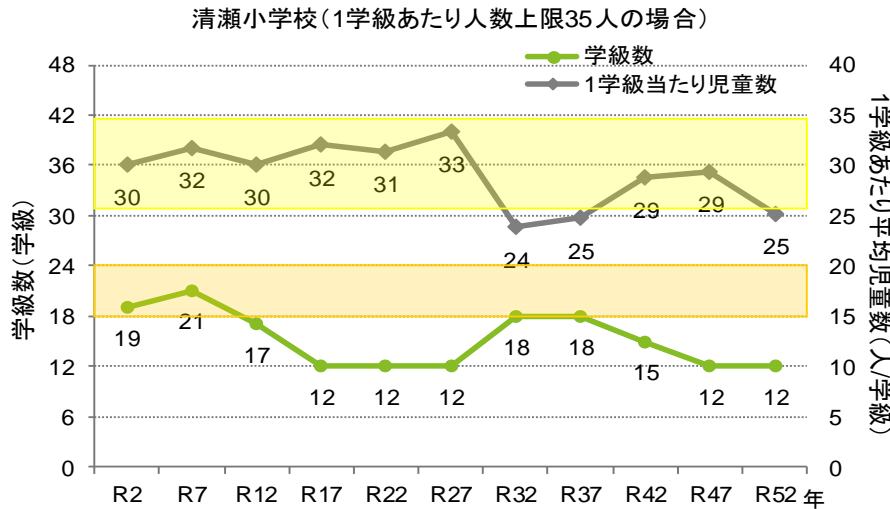
ケース2の場合、中学校は基本方針の目安に合う生徒数や学級数となると想定されますが、小学校は児童数が少なくなり、将来的には学級数が適正規模を下回ると想定されます

【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について
(再編後の児童・生徒数)

ケース2

● 清瀬小学校 + 清瀬中学校 + 第四中学校

…学級数の適正規模
 (小学校:18~24学級) (中学校:12~18学級)
 …人数の適正規模
 (25~35人)



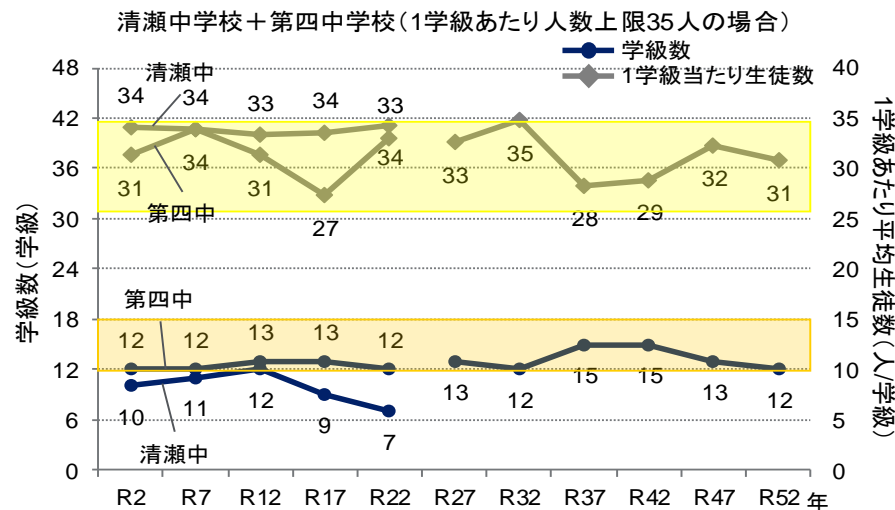
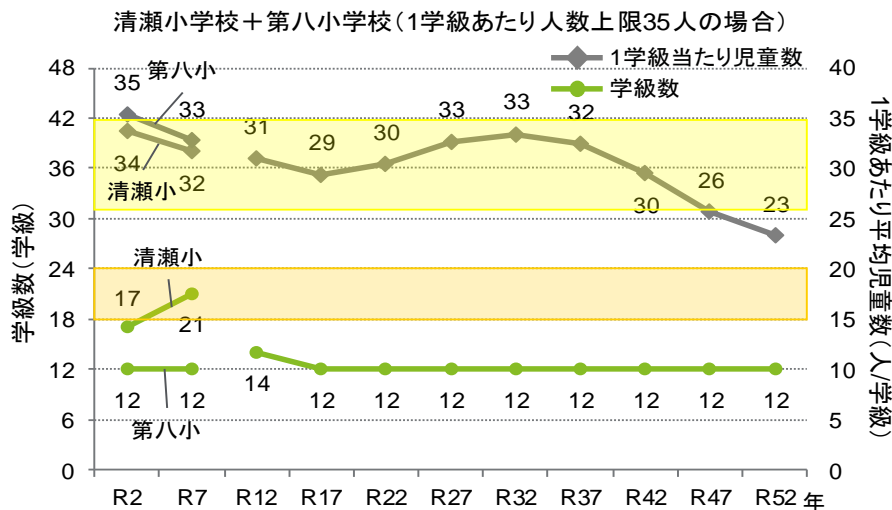
ケース3の場合、小学校は将来的に学級数が適正規模を下回ると想定されますが、中学校は基本方針の目安に合う生徒数や学級数となると想定されます

【参考】学校の適正規模・適正配置の目安について
(再編後の児童・生徒数)

ケース3

● 清瀬小学校 + 第八小学校 + 清瀬中学校 + 第四中学校

…学級数の適正規模
 (小学校:18~24学級) (中学校:12~18学級)
 …人数の適正規模
 (25~35人)



4. ご意見いただきたい事項

本日は、「清瀬市の目指すまちの姿」と「具体的な再編案」にご意見をいただくとともに、説明に関する疑問点などありましたら、お聞かせいただきたいと考えています

本日も意見をいただきたい事項



1

清瀬市の目指すまちの姿や目指す学校教育について、
どう感じられたかご意見をください



2

- ① 各再編案についてどのように感じられたかご意見ください
- ② これまでの説明を受けて、お住いの地域にある学校の小中一貫校化、公共施設の複合化について、何かお考えがありましたらご意見ください



3

その他、疑問点などありましたらご質問ください

会場にいらっやれない方々からのご意見の募集について

説明をご覧頂き、ありがとうございました。

この「公共施設再編計画（地域レベル編）」については、各会場で意見交換会を開催しておりますが、清瀬市及び清瀬市教育委員会は、会場にいらっやることができない方々のご意見も、お聞かせいただきたく思っております。

この説明資料や「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」、またホームページの関連リンク先にあります「清瀬市の目指す未来の教育に向けて」の動画をご覧頂いて、感じたことや伝えたいことを、是非ともお届けください。

ご意見は、ホームページ上にある、アンケートにご記入をいただき、以下のアドレス宛にアンケートを添付したメールをお送りください。

ご意見の送付先アドレス

saihen@city.kiyose.lg.jp